

熊本県伝統工芸館指定管理者募集要項

公の施設の管理については、平成 15 年 6 月に地方自治法の一部改正（同年 9 月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

熊本県では、公の施設である「熊本県伝統工芸館」の管理業務についても、設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者制度を導入することとし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、熊本県伝統工芸館条例（昭和 57 年熊本県条例第 30 号。以下「条例」という。）第 12 条及び熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 3 条の規定に基づき、熊本県伝統工芸館の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名 称

熊本県伝統工芸館

(2) 場 所

熊本市中央区千葉城町 3 番 3 5 号

(3) 施設の設置目的、役割等

熊本県伝統工芸館（以下「伝統工芸館」という。）は県の伝統的工芸品産業の振興及び発展を目的に、県内の伝統的工芸品等の収集、保管、展示を行うとともに、工芸品展示等のために施設を提供しています。

また、県の伝統的工芸品産業の振興及び発展のための様々な取組みを行うことで、伝統的工芸品産業振興の中核的機能を担っています。

(4) 施設の沿革

昭和 57 年 8 月 10 日開館

(5) 施設内容、規模等

別添「熊本県伝統工芸館管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(6) 現在の管理運営体制

現在の指定管理者・・・一般財団法人熊本県伝統工芸館

(7) 施設の利用実績

施設概要書のとおり（過去 4 年分の主な施設利用実績、収支等）

2 伝統工芸館の管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

熊本県伝統工芸館を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って管理を行ってください。

(1) 熊本県の伝統的工芸品産業の振興に資するよう管理運営を行うこと。

①個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、熊本県個人情報保護条例（平成 12 年熊本県条例第 66 号）等関係規程を遵守し、個人情報の保護の徹底を図ること。

②効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。

- ③利用者の増加を図るとともに、利用者の利便性の向上に努めること。
- ④公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- (2) 施設の運営を行うにあたっては、次に掲げる特記事項に配慮すること。
 - ①伝統的工芸品産業の担い手確保の施策や後継者育成のプログラム、技術研修等が計画されていること。
 - ②作り手（工芸家）と使い手（来館者）がコミュニケーションを取る場として館を活用する提案を行うこと。
 - ③県民及び県外からの来訪者への文化的な観光、憩いの場としての役割を果たすため、館の立地を生かした提案を行うこと。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 休館日

- ①月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第1項又は第3項の規定により休日とされる日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後の休日以外の最初の日）
- ②12月29日から翌年1月3日まで（①に該当する日を除く。）

(2) 開館時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 休館日、開館時間の変更等について

指定管理者が必要と認めるときで、かつ指定管理者があらかじめ知事の承認を得たときは、休館日又は開館時間を変更することができる。

(4) 法令遵守等

管理運営業務を行うにあたっては、次の法令等を遵守すること。

- ①熊本県伝統工芸館条例、同施行規則
- ②地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）ほか行政関係法令
- ③労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）ほか労働関係法令
- ④建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）、水道法（昭和32年法律第177号）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）その他施設又は、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑤その他
 - ア 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第2号の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じること。
 - イ 指定管理者は、施設の使用許可等行政処分に相当する権限を行使するときは、熊本県行政手続条例（平成7年熊本県条例第53号）第2章の規定を遵守すること。
 - ウ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とします。

エ 指定管理者は、業務の実施にあたっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。

また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

(5) 施設の設備及び物品の維持管理

施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

※管理の基準に関する細目的事項は、仕様書によるほか、協議の上、協定で定めます。

4 指定管理者の業務等

- ① 伝統的工芸品及び伝統的工芸品に関する資料の収集、保管及び展示業務
- ② 展示、研修及び会議のための施設提供及び施設使用許可に関する業務
- ③ 伝統的工芸品産業の振興及び発展に必要な業務
- ④ 伝統工芸館の施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- ⑤ 施設の使用に係る利用料金に関する業務
- ⑥ その他指定管理者が伝統工芸館の管理運営上必要と認める業務

5 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

熊本県伝統工芸館の管理に要する経費は、県が支払う委託料、利用料金収入、即売展示室での展示販売、喫茶スペース運営に伴う収入等によって賄うこととします。

このうち、指定期間中に県が支払う委託料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求めます。

なお、県からの委託料の額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。

基準価格 386,812千円（消費税及び地方消費税を含む）

（令和8年度： 77,180千円）

（令和9年度： 77,175千円）

（令和10年度： 77,308千円）

（令和11年度： 77,575千円）

（令和12年度： 77,576千円）

※基準価格を超える提案があった場合には、第一次審査で失格となりますので、ご注意ください。

※利用料金収入が当該施設の全収入の5割を超える場合には、事業所税が課税されます。詳しくは、熊

本市主税課へ確認してください。

7 利益の取扱いについて

指定管理者は、利用料金収入を自ら収受することとし、施設の管理経費のうち委託料で充当できない分を当該収入から賄うこととします。

さらに、施設の運営収支により余剰金が生じる場合は、そのうち一定額又は一定割合について県に還元するものとし、還元額、還元割合、還元手法を具体的に提案してください。

具体的な還元方法は、事業計画書で提案された内容に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。

8 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②県内に事業所を有すること。
- ③熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- ④労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑤県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑦賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

※ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意してください。

ア グループを構成する法人等の中から県に対する窓口として代表団体を選出し、県とのやり取りについては当該代表団体が行うこと。

イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。

ウ 「9提出書類」の③～⑧及び⑨ウについては、構成員それぞれについて提出すること。

エ 一申請者一提案

申請については、一の申請者につき一の提案に限ります。また、構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。

また、代表団体は参加資格①～⑦のすべてを満たすことが必要で、その他の構成員は②を除くすべての要件を満たすことが必要です。

9 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。

なお、熊本県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ①指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成 16 年 熊本県規則第 46 号）別記様式）
 - ②熊本県伝統工芸館指定管理者事業計画書（別記 1 号様式）及び収支予算書（別記 2 号様式）
 - ③定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - ④法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - ⑤申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
 - ⑥申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
 - ⑦労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - ⑧納税証明書
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - イ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）
 - ⑨その他知事が必要と認める書類
 - ア 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - イ グループで申請する場合はグループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - ウ 熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づき熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関しての申立書（別記第 3 号様式）
- ※提出書類は正本 1 部、副本 10 部を、①～⑨の順に、それぞれ A4 版のフラットファイルに綴り作成してください。副本は写しで構いません。

10 質問事項の受付

募集要項の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ①受付期間 令和 7 年 11 月 7 日（金）から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで
- ②受付方法 質問票（別記第 4 号様式）に記入のうえ、末尾記載の問合せ・連絡先に電子メールで提出してください。
- ③回答方法 質問のあった事項については、随時ホームページに掲載するなどの方法により回答します。

11 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、別記第 5 号様式に法人等の名称及び参加者の氏名を 11 月 13 日（木）午後 5 時までに末尾記載の問合せ・連絡先に電子メールで提出してください。

- ①開催日時 令和 7 年 11 月 17 日（月） 午後 2 時から 2 時間程度
- ②開催場所 熊本県伝統工芸館（熊本市中央区千葉城町 3 番 35 号）

12 申請書提出先及び提出期間

(1) 提出先

熊本県観光文化部観光文化政策課（県庁本館7階）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1

電話 096-333-2154 FAX 096-381-3343

(2) 提出期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月8日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとします。

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

(3) 提出部数

正本1部、副本10部（副本については、写しで可）

13 選定方法

(1) 選定方法

観光文化部指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定します。

なお、選考委員会では、次の審査基準に基づいて各委員が審査・採点を行い、選考意見を取りまとめます。

(2) 審査基準と配点

審査基準及び審査内容		配点
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 ア 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 イ 住民の施設の平等な利用の確保 ※選考委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。		適・否
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 [審査における着眼点] ・来館者の目標（KPI）とその達成のための具体的施策が提案されているか。 ・若年層やインバウンドを含めた旅行者など、新たな顧客の獲得や館の認知度向上のための工夫がなされているか。 イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 [審査における着眼点] ・伝統工芸館が主催する企画展示やワークショップなどの内容について、来館者のニーズに即した工夫を行う計画となっているか。 ・施設提供にかかる業務について、各展示室、工房、会議室、和室の使用率の目標を設定し、その達成のための具体的な計画がなされているか。 ・ショップ（即売展示室）の販売力強化、サービス向上のための工夫がなされているか。 ・カフェ（喫茶スペース）、ショップの運営について、相乗効果を生むような工夫がなされているか。	35

	ウ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	
2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 ア 施設の管理運営に係る経費の内容 イ 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性	20
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。 ア 安定的な運営が可能となる人的能力 イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤 ウ 類似施設の運営実績	35
4	その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。 熊本市内の伝統的工芸品産業の振興及び発展 [審査における着眼点] ・伝統的工芸品産業の担い手確保の施策や後継者育成のプログラム、技術研修等が計画されているか。 ・作り手（工芸家）と使い手（来館者）がコミュニケーションを取る場として館を活用する提案がなされているか。 ・県民及び県外からの来訪者への文化的な観光、憩いの場としての役割を果たすため、館の立地を生かした提案がなされているか。	10
	合 計	100

14 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

15 無効又は失格

本要項中に記載しているもののほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ①申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤その他、選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

16 選考委員会

令和7年12月19日（金）に実施します。（予定）

申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。
時間、場所等については後日連絡します。

17 選定結果等の公表

応募状況については、申請した団体の名称について公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、県のホームページ上で各申請者の得点状況、指定管理候補者の選定理由、指定管理候補者の事業計画の概要等を公表します。

18 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

①指定管理者は令和8年2月熊本県議会定例会の議決を経て指定されます。

②議決後に県と指定管理者との間で伝統工芸館の管理運営に関する協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は令和8年度から令和12年度の各年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

19 その他

①提出された書類はお返しできません。

②提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は県庁内および選考委員会での検討に限ります。）

③提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

20 留意事項

①指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「8参加資格」に掲げる件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない、又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。

②指定管理者の指定後に、指定管理者が「8参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

21 添付資料・様式

①指定管理者指定申請書（別記様式）

②熊本県伝統工芸館指定管理者事業計画書（別記第1号様式）

③熊本県伝統工芸館管理業務の収支予算書（別記第2号様式）

④申立書（別記第3号様式）

⑤質問書（別記第4号様式）

⑥熊本県伝統工芸館施設概要書

⑦熊本県伝統工芸館管理業務仕様書

⑧熊本県伝統工芸館の管理運営に関する協定書（案）

22 決定までのスケジュール

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① 指定管理者の募集期間 | |
| ア 募集要項の配布 | 令和7年11月7日（金）～12月8日（月） |
| イ 現地説明会 | 令和7年11月17日（月） |
| ウ 応募書類の受付 | 令和7年12月1日（月）～12月8日（月） |
| ② 一次審査 | 応募書類の受付後随時 |
| ③ 選考委員会開催 | 令和7年12月19日（金）【予定】 |
| ④ 指定管理候補者決定 | 令和8年1月頃 |
| ⑤ 議会の議決 | 令和8年2月頃 |
| ⑥ 指定管理者の指定告示 | 令和8年2月頃 |
| ⑦ 指定管理者業務の開始 | 令和8年4月1日 |

問合せ・連絡先

熊本県観光文化部観光文化政策課

文化振興班 三藤、上

電話 096-333-2154

e-mail santou-s@pref.kumamoto.lg.jp